

一人親方特別加入団体
かわちの一人親方労災保険組合

一人親方特別加入事務処理規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、かわちの一人親方労災保険組合（以下「本会」という）の会則第5条の規定により、本会が労災保険法第33条並びに第35条に基づく一人親方等の特別加入保険労災事務を処理する方法及びその処理に関して生じる本会と一人親方特別加入者（以下「加入者」という）の責任を定める。

(事務所)

第2条 事務所は東大阪市長田東2-1-31プレミール福山ビル301に置く。

(加入者)

第3条 一人親方等特別加入の申請を行い、第4条に基づく手続きを経た者とする。

(加入の手続き)

第4条 一人親方等特別加入を希望する者は、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 入会届及び事務委託書

(ロ) 誓約書

2 第1項に定める書類に添えて会費及び保険料と共に納入して申し込みを行うものとする。

3 加入者の特別加入の地位は、本会が所轄の労働基準監督署又は大阪労働局に係る書類を提出し、認められた「承認する日」から有効となる。

(加入後の変更手続き)

第5条 加入者の一人親方等特別加入した事項について次の変更が生じるときは、事前にあるいは10日以内に本会に届けること。

一人親方等の身分が変わったとき。(氏名・住所・業務又は作業内容・給付基礎日額)

(加入者の脱退手続き)

第6条 加入者が特別加入の脱退を希望するときは、5日前までに脱退届を本会に提出しなければならない。

- 2 加入者の特別加入は、本会が所轄の労働基準監督署又は大阪労働局に関係書類を提出し、認められた「承認する日」をもって脱退となり、その翌日の午前0時をもって地位は消滅する。

(加入の取消)

第7条 本会は加入者が次のいずれかに該当するとき、一人親方特別加入を取り消すことができる。

- (イ) 加入者が会則及びこの規約に違反したとき。
- (ロ) 事務費及び保険料の納入を怠り、または、不正を行ったとき。
- (ハ) その他加入者として不相応と認められたとき。

第2章 事務処理の方法

(給付基礎日額等の報告)

第8条 加入者は次の事項については毎年3月15日までに本会に報告しなければならない。

- (イ) 新年度に希望する給付基礎日額。
- (ロ) 氏名・現住所・業務又は作業内容・その他に変更がある場合はその内容。
- (ハ) 本会が必要とする事項。

(会費及び保険料の納入に関する事項)

第9条 本会は、加入者から第4条の加入申し込み及び第8条の報告を受けたときは、納入すべき会費と保険料を算定し通知する。

2 第1項の規定による通知を受けた加入者は、当該納入すべき会費及び保険料を本会の指定する期日までに指定する口座に納入しなければならない。

3 本会は第2項の規定による会費及び保険料の納入を受けたときは、領収書をすみやかに発行し、納入簿にその金額と受領年月日を記載しなければならない。

4 本会は第2項の規定による労災保険料の納入を受けた場合は、所定の労働保険料申告書を作成し、法定の納付期限内に政府に対して労働保険の申告及び納付を行わなければならない。

(本会の責任)

第10条 本会は加入者の会費及び保険料の納入、あるいは、その納付等につき万一誤りが生じたときは、それらの責任を負うものとする。